

# 四半期報告書

(第107期第3四半期)

ラサ商事株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	7
第4 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【株価の推移】 .....	11
3 【役員の状況】 .....	11
第5 【経理の状況】 .....	12
1 【四半期財務諸表】 .....	13
2 【その他】 .....	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	24

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第107期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 ラサ商事株式会社

【英訳名】 Rasa Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井村周一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町8番1号 ヤマタネ箱崎ビル

【電話番号】 東京3668—8231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室長 大岡隆

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町8番1号 ヤマタネ箱崎ビル

【電話番号】 東京3668—8231(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室長 大岡隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
ラサ商事株式会社 大阪支店  
(大阪市北区堂島一丁目2番5号 堂北ダイビル)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第107期 第3四半期累計期間	第107期 第3四半期会計期間	第106期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (千円)	25,472,630	6,518,186	41,176,564
経常利益 (千円)	917,099	458,870	1,411,905
四半期(当期)純利益 (千円)	452,933	231,773	765,098
持分法を適用した 場合の投資損益 (千円)	△17,725	2,254	9,535
資本金 (千円)	—	1,854,000	1,854,000
発行済株式総数 (千株)	—	12,400	12,400
純資産額 (千円)	—	7,164,096	6,941,422
総資産額 (千円)	—	14,304,538	14,236,423
1株当たり純資産額 (円)	—	578.93	560.95
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	36.60	18.72	61.83
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	33.12	16.94	—
1株当たり配当額 (円)	7.50	—	13.00
自己資本比率 (%)	—	50.1	48.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△660,716	—	242,124
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△217,632	—	110,153
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	538,824	—	△495,800
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	1,799,904	2,153,687
従業員数 (人)	—	216	208

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 106期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	216
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員であり、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高(千円)	受注残高(千円)
食糧・資源関連	3,408,315	868,013
産機・建機関連	2,828,807	2,535,822
環境設備関連	440,055	1,908,380
その他	847	—
合計	6,678,026	5,312,216

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	販売高(千円)
食糧・資源関連	2,959,769
産機・建機関連	3,207,707
環境設備関連	349,860
その他	847
合計	6,518,186

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
三菱商事株式会社	1,243,963	19.1

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 仕入実績

当第3四半期会計期間における仕入実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額(千円)
食糧・資源関連	3,254,794
産機・建機関連	2,051,739
環境設備関連	367,378
合計	5,673,912

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間の我が国経済は、米国の金融危機に端を発する世界規模の信用収縮を背景に、世界経済は大きな影響を受け、景気減速が著しい状況となりました。国内においても、世界経済の急激な悪化や株価低迷、円高等により、企業収益は大幅な減少予想から、雇用の悪化を招き、個人消費はさらに低迷する深刻な状況となりました。

このような経済環境のもとで当社は、営業活動の積極的な展開と経営効率の向上に努めました結果、売上高は、65億18百万円となりました。

食糧・資源関連では、製鋼原料の販売価格がLMEニッケル相場に連動し、価格が下降傾向にあることや世界的需要の減少から、関連部門の売上高は、29億59百万円となりました。

産機・建機関連では、民間向け各種ポンプ関連、官庁向け工事、シールド掘進機の販売が手堅く推移したことから、関連部門の売上高は、32億7百万円となりました。

環境設備関連では、環境関連ポンプ部品の増加等により、関連部門の売上高は、3億49百万円となりました。

損益面では、売上総利益が12億72百万円となり、営業利益では、4億86百万円、経常利益では、4億58百万円となりました。

### (2) 財政状態の分析

当第3四半期末の総資産は、143億4百万円となり、前事業年度に比べ68百万円増加しました。

資産では、現金及び預金で3億53百万円、前渡金で2億42百万円、投資有価証券で1億65百万円の減少等がありましたが、受取手形で7億16百万円、半成工事で2億56百万円の増加等がありました。

負債では、買掛金で10億8百万円、社債を含む借入金で7億69百万円(純額)の減少等がありましたが、転換社債型新株予約権付社債15億円の発行の増加等がありました。

純資産では、その他有価証券評価差額金で41百万円の減少がありましたが、利益剰余金合計で2億61百万円の増加がありました。

### (3) キャッシュ・フローの分析

当第3四半期末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、17億99百万円となり、第2四半期末に比べ17億9百万円減少しました。要因としては、営業活動によるキャッシュ・フローで11億86百万円の減少、投資活動によるキャッシュ・フローで1億53百万円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローで3億64百万円の減少によるものです。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により発生した資金の減少は11億86百万円となりました。要因としては、税引前四半期純利益で3億99百万円の増加等がありましたが、売上債権で11億9百万円、たな卸資産で4億31百万円の資金の減少等によるものです。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により発生した資金の減少は1億53百万円となりました。要因としては、役員保険加入によるその他資金の減少1億32百万円等によるものです。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により発生した資金の減少は3億64百万円となりました。要因としては、社債を含む借入金の返済額2億71百万円、配当金の支払額92百万円の減少によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間において当社が支出した研究開発費の総額は790千円であります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な新設、除却等はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,600,000
計	49,600,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,400,000	12,400,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
計	12,400,000	12,400,000		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

2012年7月満期円建転換社債型新株予約権付社債(平成20年7月22日発行)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1) 2,912,621
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2) 5,000,000
新株予約権の行使期間	(注3) 2008年8月5日から2012年7月6日の銀行営業終了時(いずれもロンドン時間)まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 515 資本組入額 258
新株予約権の行使の条件	各予約権の一部行使は出来ないものとします
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできません
新株予約権付社債の残高(千円)	1,500,000
代用払込みに関する事項	(注2) 該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数は、社債の払込金額合計額(15億円)を転換価額(515円)で除した数(1株未満の端数は切捨て)を上限としております。また、新株予約権付社債の所持人が新株予約権を行使した場合に交付すべき当社普通株式の数は、新株予約権付社債の所持人による新株予約権の行使に係る社債の払込金額合計額を転換価額で除した数(1株未満の端数は切捨て)としております。

2 (1) 新株予約権の行使に際しては、社債を出資するものとし、社債の価額は社債の額面金額と同額としております。

- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要領に定める一定の場合にも適宜調整される。

3 このほか、

- (1) 本社債が繰上償還される場合は、当該償還日の5銀行営業日前の日における銀行営業終了時まで。  
 (2) 本社債が本新株予約権付社債の所持人の選択により繰上償還される場合は、2010年7月8日における銀行営業終了時まで。  
 (3) 買入消却の場合は、本新株予約権付社債が主幹事会社に引き渡されたときまで。  
 (4) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとしております。

- 4 (1) 組織再編行為が生じた場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置を執り、本新株予約権に代わる承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。但し、かかる承継及び交付については、( )その時点において適用のある法律上実行可能であり、( )その実行のための仕組みが既に構築されているか、又は構築可能で、これにつき主幹事会社及び支払代理人との間で合意し、かつ、( )その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせることがないことを前提条件とする。かかる場合、当社はまた、承継会社等が当該組織再編行為の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。当社の努力義務は、当社が主幹事会社及び支払代理人に対して、当該組織再編行為の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本の金融商品取引所に上場されることを当社が予定していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

- ( ) 交付される承継会社等の新株予約権の数  
 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ( ) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類  
 承継会社等の普通株式とする。
- ( ) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数  
 当該組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下(イ)又は(ロ)に従う。なお、転換価額は、上記(注)2と同様に調整に服する。
- (イ) 合併、株式交換若しくは株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ロ) 上記(イ)の場合を除くその他の組織再編行為(但し、当社及び承継会社等が上記(イ)又は本(ロ)のいずれを利用するか選択しうる場合で、上記(イ)を選択しない合併、株式交換又は株式移転を含む。)の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- ( ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債額面金額と同額とする。
- ( ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
 当該組織再編行為の効力発生日から、上記3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ( ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ( ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ( ) 組織再編行為が行われた場合  
承継会社等について組織再編行為が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ( ) その他  
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		12,400,000		1,854,000		1,612,131

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

### 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 207,000		
	(自己保有株式) 普通株式 25,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,166,000	121,660	
単元未満株式	普通株式 1,600		1単元の株式数100株
発行済株式総数	12,400,000		
総株主の議決権		121,660	

### 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(相互保有株式) 大太平洋機工株式会社	千葉県習志野市東習志野 7丁目5番2号	207,000		207,000	1.67
(自己保有株式) 当社	東京都中央区日本橋箱崎町8 番1号	25,400		25,400	0.20
計		232,400		232,400	1.87

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	500	526	534	549	531	501	458	423	418
最低(円)	394	472	497	473	442	438	281	369	374

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人大手門会計事務所により四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	0.6%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.1%

会社間項目の消去前の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】  
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,799,904	2,153,687
受取手形	<sup>2</sup> 2,538,393	<sup>2</sup> 1,822,148
売掛金	4,874,979	5,016,272
商品	2,068,408	2,103,558
半成工事	393,763	137,127
その他	281,713	643,955
貸倒引当金	3,121	2,156
流動資産合計	11,954,041	11,874,594
固定資産		
有形固定資産		
貸与資産(純額)	100,778	135,279
土地	575,293	575,293
その他(純額)	282,031	300,159
有形固定資産合計	<sup>1</sup> 958,103	<sup>1</sup> 1,010,733
無形固定資産		
のれん	41,810	53,569
その他	63,321	14,677
無形固定資産合計	105,131	68,246
投資その他の資産		
投資有価証券	406,810	572,056
その他	909,628	723,332
貸倒引当金	29,177	12,538
投資その他の資産合計	1,287,261	1,282,849
固定資産合計	2,350,496	2,361,829
資産合計	14,304,538	14,236,423

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	<sup>2</sup> 2,491,351	<sup>2</sup> 2,090,640
買掛金	1,268,512	2,276,733
短期借入金	287,600	521,270
賞与引当金	106,410	202,000
その他	600,427	828,517
流動負債合計	4,754,301	5,919,161
固定負債		
社債	30,000	260,000
転換社債型新株予約権付社債	1,500,000	-
長期借入金	190,600	406,300
退職給付引当金	608,336	630,557
その他	57,204	78,982
固定負債合計	2,386,140	1,375,839
負債合計	7,140,441	7,295,000
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,854,000	1,854,000
資本剰余金	1,612,131	1,612,131
利益剰余金	3,749,788	3,488,660
自己株式	8,857	8,857
株主資本合計	7,207,063	6,945,935
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	31,600	9,825
繰延ヘッジ損益	11,366	14,337
評価・換算差額等合計	42,966	4,512
純資産合計	7,164,096	6,941,422
負債純資産合計	14,304,538	14,236,423

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	25,472,630
売上原価	22,194,828
売上総利益	3,277,801
販売費及び一般管理費	* 2,335,506
営業利益	942,295
営業外収益	
受取利息	3,005
受取配当金	16,593
受取家賃	19,133
その他	4,479
営業外収益合計	43,211
営業外費用	
支払利息	9,782
社債利息	3,055
為替差損	38,823
社債発行費	14,755
その他	1,990
営業外費用合計	68,407
経常利益	917,099
特別利益	
固定資産売却益	183
特別利益合計	183
特別損失	
商品評価損	11,914
商品廃棄損	2,358
投資有価証券評価損	99,755
固定資産処分損	4,010
その他	476
特別損失合計	118,516
税引前四半期純利益	798,767
法人税、住民税及び事業税	345,834
四半期純利益	452,933

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高		6,518,186
売上原価		5,246,065
売上総利益		1,272,120
販売費及び一般管理費		※ 785,852
営業利益		486,267
営業外収益		
受取利息		1,647
受取配当金		2,910
受取家賃		6,611
その他		1,392
営業外収益合計		12,562
営業外費用		
支払利息		2,577
社債利息		818
為替差損		35,977
その他		586
営業外費用合計		39,959
経常利益		458,870
特別利益		
固定資産売却益		85
特別利益合計		85
特別損失		
商品評価損		3,877
投資有価証券評価損		51,689
固定資産処分損		3,709
特別損失合計		59,276
税引前四半期純利益		399,678
法人税、住民税及び事業税		167,905
四半期純利益		231,773

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	798,767
減価償却費	58,499
のれん償却額	11,759
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	17,603
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△22,220
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△95,590
受取利息及び受取配当金	△19,598
支払利息	9,782
社債利息	3,055
商品評価損	11,914
商品廃棄損	2,358
有形固定資産除売却損益 (△は益)	726
投資有価証券評価損益 (△は益)	99,755
売上債権の増減額 (△は増加)	△504,434
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△235,758
仕入債務の増減額 (△は減少)	△364,921
その他	207,680
小計	△20,620
利息及び配当金の受取額	18,754
利息の支払額	△12,364
法人税等の支払額	△646,486
営業活動によるキャッシュ・フロー	△660,716
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△6,295
有形固定資産の売却による収入	3,220
無形固定資産の取得による支出	△52,165
投資有価証券の取得による支出	△4,357
貸付金の回収による収入	4,497
その他	△162,531
投資活動によるキャッシュ・フロー	△217,632
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	1,100,000
短期借入金の返済による支出	△1,300,000
長期借入金の返済による支出	△249,370
新株予約権付社債の発行による収入	1,500,000
社債の償還による支出	△320,000
配当金の支払額	△191,805
財務活動によるキャッシュ・フロー	538,824
現金及び現金同等物に係る換算差額	△14,258
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△353,782
現金及び現金同等物の期首残高	2,153,687
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,799,904

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	会計処理の原則及び手続の変更 たな卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を第1四半期会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 なお、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変動がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2	棚卸資産の評価方法 当第3四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、前事業年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3	固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費を期間按分して算定する方法によっております。
4	繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
	税金費用の計算 当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積り実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 2,571,166千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 2,605,763千円
※2 満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 262,690千円 支払手形 364,647千円	※2 満期手形の会計処理 —

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売管理費及び一般管理費の主なもの
給与手当 1,015,161 千円
賞与引当金繰入額 106,410 //
退職給付引当金繰入額 74,090 //
貸倒引当金繰入額 17,603 //

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※ 販売管理費及び一般管理費の主なもの
給与手当 337,507 千円
賞与引当金繰入額 106,410 //
退職給付引当金繰入額 32,454 //
貸倒引当金繰入額 13,067 //

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,799,904千円
預入期間が3か月超の定期預金 — //
現金及び現金同等物 1,799,904千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	12,400,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	25,476

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	98,996	8円00銭	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	92,808	7円50銭	平成20年9月30日	平成20年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載をしておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
関連会社に対する投資の金額	125,000 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	367,866 千円
持分法を適用した場合の投資損失(△)の金額	△17,725 千円

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
関連会社に対する投資の金額	125,000 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	367,866 千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,254 千円

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
578.93円	560.95円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	36.60円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	33.12円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	452,933
普通株式に係る四半期純利益(千円)	452,933
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,374
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円) 支払利息(税額相当額控除後)	—
四半期純利益調整額(千円)	452,933
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(千株)	1,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前事業年度末から重要な変動がある 場合の概要	—

### 第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	18.72円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	16.94円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	231,773
普通株式に係る四半期純利益(千円)	231,773
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,374
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円) 支払利息(税額相当額控除後)	—
四半期純利益調整額(千円)	231,773
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(千株)	1,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前事業年度末から重要な変動がある 場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

第107期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年10月31日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当の総額	92,808千円
1株当たりの金額	7円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月3日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月10日

ラサ商事株式会社  
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所

指定社員 公認会計士 武川博一 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 根本芳男 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラサ商事株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第107期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ラサ商事株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年2月13日

**【会社名】** ラサ商事株式会社

**【英訳名】** Rasa Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 井 村 周 一

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役兼執行役員管理本部長 鈴 木 卓

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋箱崎町8番1号 ヤマタネ箱崎ビル

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
ラサ商事株式会社 大阪支店  
(大阪市北区堂島一丁目2番5号 堂北ダイビル)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長井村周一及び取締役兼執行役員管理本部長鈴木卓は、当社の第107期第3四半期(自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。